（関東運輸局交通環境部長）同　増田　直樹
国土交通政策研究所総括主任研究官に転任させる
（観光庁総務課調整室長）同　山田　信孝
関東運輸局交通環境部長に転任させる
（大臣官房総務課企画官）同　大石英一郎
関東運輸局企画観光部長に転任させる
（大阪航空局次長）国土交通技官　有馬　孝
東京航空交通管制部長に昇任させる
（自動車交通局総務課長）国土交通事務官　花角　英世
大阪航空局次長に転任させる
（観光庁総務課長）同　加藤　隆司
自動車交通局総務課長に転任させる
（総合政策局海洋政策課長）同　天谷　直昭
観光庁に出向させる
（鉄道局都市鉄道課長）同　米田　浩
総合政策局海洋政策課長に配置換する
（鉄道局鉄道業務政策課長）同　堀家　久靖
鉄道局都市鉄道課長に配置換する
（大臣官房付）同　長谷川　豊
鉄道局鉄道業務政策課長に配置換する
（都市・地域整備局都市・地域安全課長）国土交通技官　髙橋　忍
人事院に出向させる
（東京都都市整備局住宅政策担当部長）　瀬良　智機
国土交通技官（都市・地域整備局都市・地域安全課長）に採用する
（都市・地域整備局離島振興課長）国土交通事務官　岩瀬　忠篤
内閣府に出向させる
（内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課長）内閣府事務官　小野　稔
国土交通事務官（都市・地域整備局離島振興課長）に転任させる
（国土計画局計画官）国土交通事務官　田邊　靖夫
（国土計画局広域地方計画課長）同　福島　章
内閣府に出向させる（各通）
（土地・水資源局水資源部水資源政策課長）同　西川　智
国土計画局広域地方計画課長に配置換する
（兵庫県企画県民部参事）　山本　健一
国土交通事務官（土地・水資源局水資源部水資源政策課長）に採用する
（大臣官房参事官（国際建設市場））国土交通事務官　林　俊行
消費者庁に出向させる
（道路局総務課道路政策企画室長）同　河田　浩樹
大臣官房参事官（国際建設市場）に昇任させる
（土地・水資源局国土調査課長）国土交通技官　石川　佳市
農林水産省に出向させる
（大臣官房付）国土交通事務官　角南　国隆
土地・水資源局国土調査課長に配置換する　坂本　忠彦
願に依り独立行政法人土木研究所理事長を免ずる　魚本　健人
独立行政法人土木研究所理事長に任命する　鳥飼　哲夫
独立行政法人都市再生機構監事に任命する　二見　吉彦
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構監事に任命する（以上八月十日）
（内閣府大臣官房参事官（政府広報室担当））内閣府事務官　片山　朗
国土交通事務官（国土計画局計画官）に転任させる（八月十三日）
（建設情報研究所研究第二部主任研究員）国土交通技官　西畑　雅司
（建築行政研究所研究第一部長）同　**楠**府　龍雄
大臣官房付に転任させる
辞職を承認する（各通）
（国土交通大学校建設部長）同　渡部　秀之
大臣官房付に転任させる
（独立行政法人都市再生機構都市施設部リーダー）　井上　純三
国土交通技官（国土交通大学校建設部長）に採用する
（中国運輸局企画観光部長）国土交通技官　元野　一生
海事局総務課危機管理室長に転任させる
（独立行政法人港湾空港技術研究所企画管理部研究計画官）　川田　貢
国土交通技官（中国運輸局企画観光部長）に採用する
（中国地方整備局浜田河川国道事務所長）国土交通技官　長谷川幹夫
中国地方整備局道路部道路情報管理官に転任させる
（中国地方整備局企画部技術管理課長）同　安達久仁彦
中国地方整備局浜田河川国道事務所長に転任させる
（中国地方整備局地方事業評価管理官）同　島田　淳次
中国地方整備局中国技術事務所長に転任させる
（中国地方整備局中国技術事務所長）同　山本　正司
中国地方整備局地方事業評価管理官に転任させる
（海事局付）国土交通事務官　露木　伸宏
海上保安庁に出向させる
（大臣官房付）同　唐木　芳博
警察庁に出向させる（以上八月十六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月二日ベトナム国の国祭日につき、同月一日同国主席閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第1項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成22年9月3日

国土交通大臣　前原　誠司

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、二等航空整備士、一等航空運航整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明

二　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

三　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの

四　計器飛行証明

五　操縦教育証明

六　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所　平成22年11月21日（日）　東京都、大阪市

3　申請書の受付期間　平成22年10月8日（金）から平成22年10月15日（金）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南1丁目1番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成22年10月19日（火）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第1項第一号から第五号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第1項第六号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。